

[2] 子どもの貧困に関する分析

1. はじめに

近年、子どもの貧困は、日本が抱える重要な社会問題として認識されるようになった。2013年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されたことはその確証である。それと同時に、貧困の議論が、「子どもの貧困」に特化して語られることが、社会全体の貧困問題を矮小化しているという指摘がなされている（本書、X章）。中でも、女性の貧困は、しばしば、「子どもの貧困」と同議論の中で触れられるものの、「女性の貧困」そのものについての議論は十分になされているとは言えない。しかしながら、「女性の貧困」と「子どもの貧困」には重なる部分が多いものの、重ならない部分のほうが多い。この二つを混同して語ることは、それぞれの問題を一部からしか見ていないことにつながる。例えば、「子どもの貧困」の議論の中で母子世帯の母親の貧困については、必ず触れられるものの（藤原 2016、阿部 2008 など）、二親世帯における男親の貧困について触れられることは殆どない。また、「女性の貧困」のコンテクストにおいては、育児と仕事の両立の難しさや女性における非正規労働の増加が必ずといってよいほど言及されるものの、女性の過半数が出産前であったり、既に育児を終えた無子状態の女性であることはあまり指摘されない。このような問題設定の在り方は、我々が「女性＝子どもを育てる性」「育児＝女性の役割」という規定概念に反発しつつも、それらから解き放たれていないことを示していよう。

本稿の目的は、「子どもの貧困」と「女性の貧困」という二つの事象の重なり具合を検証した上で、それぞれの過去 30 年間の動向を確認することにある。子どもの貧困率が上昇していることは、厚労省調査をはじめ多くが指摘するところであるが、女性の貧困率は上昇しているのだろうか。また、子どもの貧困率の上昇は、女性の貧困率の上昇とリンクしているのだろうか。近年の女性の貧困は、「貧困女子」という言葉からも示唆されるように若い女性や未婚の女性の貧困問題が注目されているが、そもそも、これらの女性は母親ではないことが多い。だとすれば、女性の貧困と子どもの貧困のリンクは母子世帯の母親のみとなるが、母子世帯の母親の貧困の動向は、有配偶の女性や、未婚や子育てが終わった女性の動向と同じなのか。また、貧困率の上昇は、雇用の「非正規化」が要因であるという論調が強いが、子どもの貧困率の上昇も親の非正規化で説明できるのであるだろうか。

貧困率の推計には、1986年と2013年（所得年は1985年と2012年）の厚生労働省「国民生活基礎調査」の世帯所得データを用いて、この2か年の相対的貧困の変化を見る。貧困の定義は、OECD 定義による相対的貧困率である。この定義に基づく相対的貧困率には、次節で触れるさまざまな制約も存在するが、これは、最も普及している指標であり時系列かつ細かい属性別の分析に耐えうるだけのサンプル数があることから、本稿における分析に最も適していると言える。これらを、時系列を追って見ていくことにより、二つの事象の全体像とその動向についての洞察を得ることができると考えられる。

2 . 相対的貧困率の制約

相対的貧困率の制約は、世帯内のすべての世帯員が同じ生活水準にあると仮定していることである。相対的貧困率は、世帯の中のすべての構成員の所得を合算した数値をその世帯全体の予算制約とし、それを世帯内のすべての世帯員が均等に分配することを仮定している。しかし、実際には、必ずしも、同一世帯内においても所得がすべてプールされ、シェアされるわけではない。例えば、夫は自分の所得の一部を生活費として妻に渡し、残額はもっぱら自分のために使うという家庭は少なくないであろう。また、所得がプールされている場合においても、夫の消費が妻の消費に優先されていることもありうる。実際に、世帯内の資源配分が均一であるとは限らないことは多くの先行研究によって指摘されている。世帯内の女性と男性において、資源の配分に格差があり、結果として同一世帯の世帯員の間に生活水準の差が生じることは、古くから指摘されてきた。特に、開発経済の分野においては、夫と妻、男児と女児など、世帯員の性別によって消費支出や栄養摂取量に格差があることが実証されている（Deaton 1989 など）。また、所得を得ているのが母親か父親かによって、世帯内の配分が異なることが報告されている。女性は、同じ所得の男性に比べて、子どもや家族のための支出する割合が大きく、自分のための支出割合が小さいことが確認されている（Haddad and Kanbur 1990; Lundberg and Pollack 1996）。これらを勘案すると、世帯内の世帯員が同じ生活水準等価所得を得ているという仮説のもとに算出される相対的貧困率を用いた分析においては、配偶者のいる女性の場合は、男性や、配偶者のいない女性よりも貧困率が過小に推計されていると考えることができる。

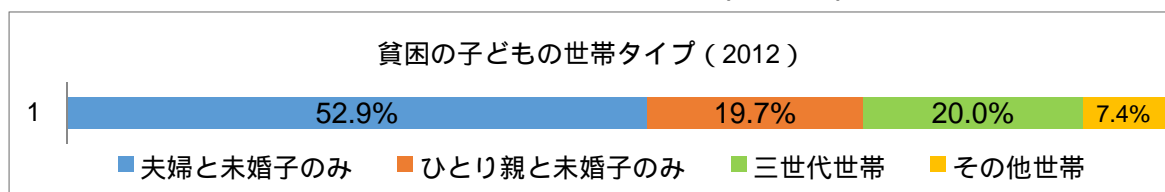
もうひとつの世帯内の配分の不均衡は、親と子の間にある。世帯内の親の生活水準と子どもの生活水準も同じであるとは限らない。親は往々にして自分への支出を控えてでも、子どもの生活水準を守ろうとするであろうし、また、その逆のパターン（親の生活水準が高いのに、子どもの生活水準が低い）ということもある。後者の場合は、ネグレクトなどの児童虐待の範疇にあると考えられ、これを「子どもの貧困」と解釈することには疑義も生じよう。しかし、前者のパターンは、より一般的に生じていると考えられる。このような資源配分が一般的であるとすれば、特に資源の少ない世帯においては、相対的貧困率で測定できる母親の生活水準は過少推計されていると考えられる。

3 . 女性の貧困と子どもの貧困の重なり

本節では、まず、子どもの貧困と、女性の貧困の重なりを確認する。最初に、貧困の子どもの世帯タイプを見てみよう。母子世帯の貧困が、ふたり親世帯の貧困より圧倒的に多く、また深刻であることが多いため、「子どもの貧困」イコール「母子世帯の貧困」と捉えられがちであるが、これは間違いである。所得データから相対的貧困と判断される子どものうち、ひとり親世帯の子どもは約 2 割（19.7%）、また三世帯のひとり親世帯を含めても 3 割程度

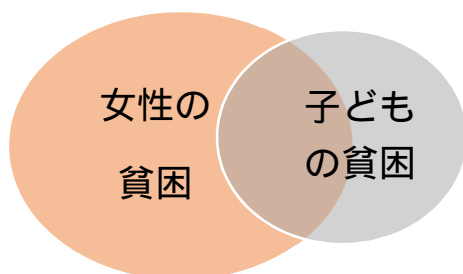
である（図 1）。これ以外の貧困の子どもは、基本的に¹に二親世帯に属している。すなわち、7 割の貧困の子どもは父親が存在する世帯に属しており、貧困の子どもにおいても、その生活費を経済的に担っているのは、男親の割合が大きいと考えられる。これら男親が存在する世帯における子どもの貧困の増加は、女親の経済的地位が低いことにも一因ではあるが、男親の経済力の低下も大きい要因と推測される。

図 1 相対的貧困状況にある子どもの世帯構成（2012 年）



また、逆の視点として、女性の貧困の観点から言えば、勤労年齢の女性のうち、子どもをもつ女性はさほど多くはない。25-44 歳の女性のうち子どもを生んだ経験のある女性は約 6 割であり、子どもがない女性は 4 割にも上る。若い年齢層のほうがこの無子率は高いが、40-44 歳であっても約 3 割の女性は子どもを生んだ経験がない。また、25-59 歳の勤労世代の女性のうち、子と同居するのは 6 割である(岩澤・中村・新谷, 2014)。ここでの「子ども」には成人した子どもも含まれるので、子どもの年齢を限れば、過半数の勤労世代の女性は子と同居していない。これらの統計を勘案すると、女性の貧困は、それが子どもの貧困を引き起こすという部分を切り離しても、それ自体が大きな社会問題であり、その規模は、子どもの貧困よりも大きい（図 2）。女性の貧困問題を、育児と仕事の両立（ワークライフバランス）や、子どもの貧困との関連のみの中で論じるのは、それこそ、「女性 = 母親」という観点のみに着目し、「女性 = 人間」として捉えていないことを表している。

図 2 女性の貧困と子どもの貧困の関係



¹ 「その他世帯」および「三世帯世帯」の一部には、祖父・祖母・兄弟のみの世帯も存在する。

4. 貧困率の男女格差

このように、女性の貧困問題と子どもの貧困問題は、重なっている部分よりも、重なっていない部分のほうが大きい。そこで、本節では、まず、子どもの有無にかかわらず、女性全体の貧困を、男性との格差の観点からまず概観することから始めたい。

(1) 年齢層別の貧困率

図3は、2012年時点における性別・年齢別の貧困率である。2012年時点においては、20歳から34歳までの年齢層以外では、すべての年齢層にて女性の貧困率が男性の貧困率を上回っていることがわかる。男性の貧困率が女性のそれを上回るのは、唯一、20-24歳の年齢層のみである。25歳から35歳は、貧困率の男女格差は確認できないものの、35歳から高齢期にかけては、男女格差は、年齢と共に拡大する傾向にある。35歳から60歳までは、貧困率の男女差は2~3%の間で推移している。60歳を超えると、女性の貧困率は急増し、それに対応して、男女格差も拡大している。70歳を超えると女性の貧困率は20%を超え、最大25.4%（75-79歳）すなわち4人に1人、という高い率となる。男女の貧困率の差も、70歳から74歳で8ポイント強、75歳から79歳で9ポイント強と最大となる。貧困リスクの男女格差は明らかであり、特に高齢期に顕著であるものの、35歳から50歳の中年期においても幅広く広がっていると見える。

図3 相対的貧困率：性別、年齢層別（2012年）

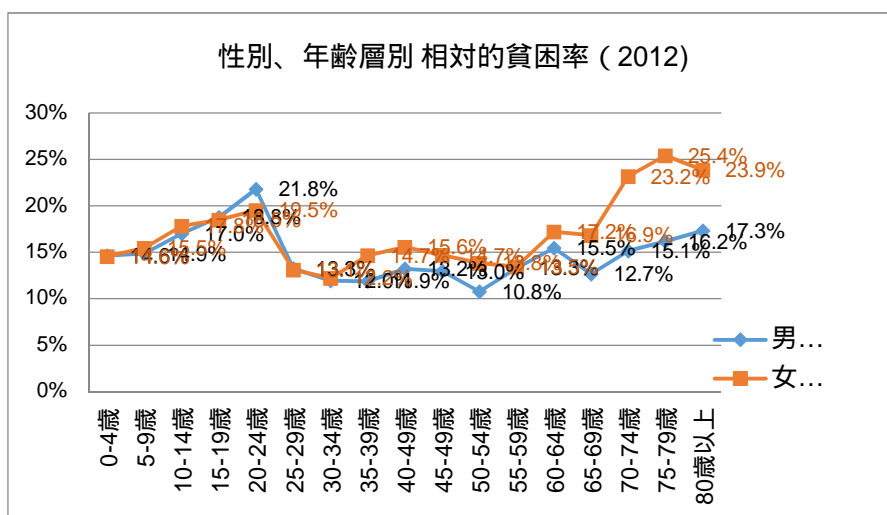


図3 女性の年齢層別貧困率の推移：1985-2012

(2) 貧困率の男女格差

それでは、この30年間に於いて、貧困率の男女格差は拡大しているのでしょうか。図4は、1985年と2012年時点における男性と女性の年齢層別の貧困率の差（女性の貧困率 - 男

性の貧困率)を示したものである。まず、目につくのは、0歳から29歳までの子ども・青年期においては1985年も2012年も棒グラフの数値が負の値であることが多いことである。これは、男性の貧困率のほうが女性のそれを上回っていることを示す。この差は、比較的小さいもの、20～24歳においては、男性の貧困率が顕著に上昇したこともあり2012年の男女格差が2%以上となっている。25-29歳、30-34歳においては、1985年の時点では若干の男女差があるものの、2012年ではほとんどなくなっている。この年齢層は、男性、女性ともに、この30年間に於いて貧困率が上昇しているが、その上昇の程度が同じであったことがわかる。

35歳以上の年齢においては、男女差が概ねプラスとなっており、また、35歳から54歳の中年層においては、男女差がさらに拡大する方向に動いている。この年齢層は、年金の受給年齢前であり、労働市場や家族構成などの社会的背景が、男女格差をますます強化する方向にあると言える。

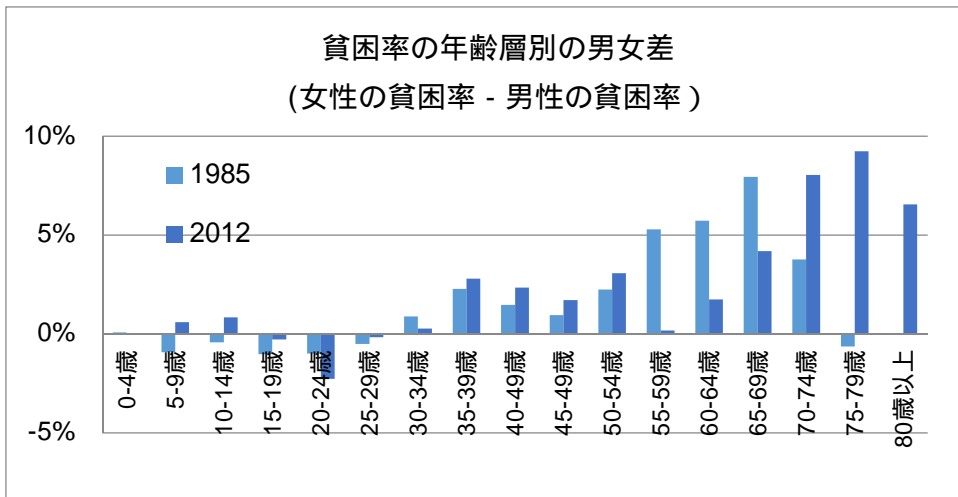
次の年齢層の55から69歳においては、1985年当時での男女格差が大きいですが、これが大きく縮小している。しかしながら、70歳以上の年齢層については、男女格差が大きく拡大している。これは、女性の貧困率が、55から69歳の年齢層で大きく減少しているのに対し、男性の貧困率が65歳以上の年齢層で減少していることが影響している。

貧困率の年齢層別の貧困率の男女格差の動向をまとめると表1となる。若年期においては格差が消滅している傾向にあるが、中年期と70歳以上の高齢期において男女格差が温存されており、むしろ拡大している。

表1 年齢層別の貧困率の男女格差の動向：1985年から2012年

年齢層	男女格差の動向
0～14歳	そもそも格差小さい
15～19歳	格差が殆ど消滅
20～24歳	拡大(男性悪化)
25～34歳	格差が殆ど消滅
35～54歳	拡大
55～69歳	縮小
70歳以上	拡大

図4 1985-2012年の年齢層別 貧困率の男女差



5. 女性の属性別の分析

次に、女性の属性（世帯タイプ、配偶状況、就労状況）別に、詳しく貧困率の動向を見ていこう。

(1) 世帯タイプ別

図5 世帯タイプ別の女性の貧困率：1985、2012

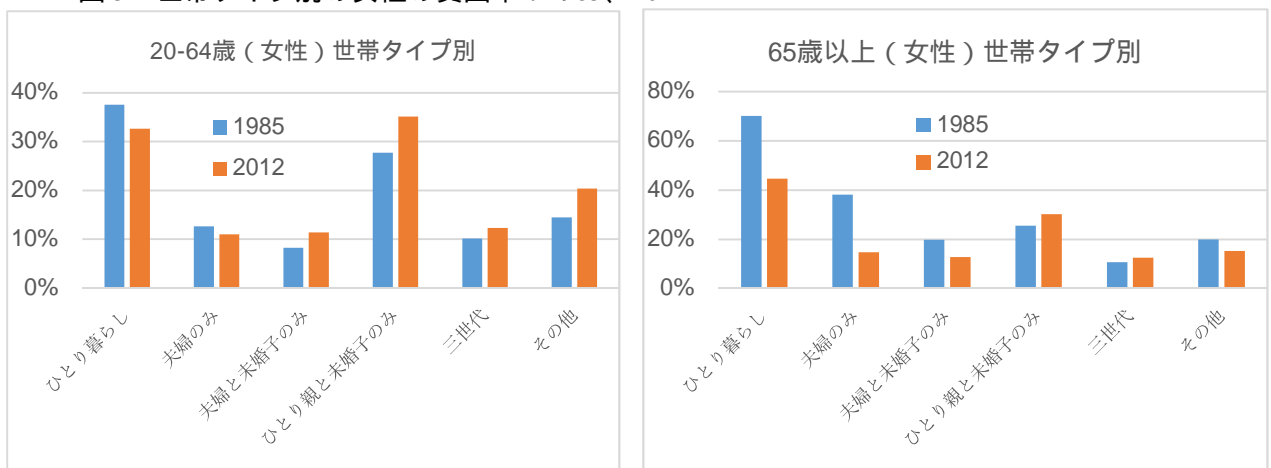


図5は、1985年と2012年の世帯タイプ別の女性の貧困率である。20-64歳の勤労世代(左グラフ)を見ると、ひとり暮らし、夫婦のみ世帯においては、若干ではあるが女性の貧困率は減少している。ひとり暮らし世帯は、2012年においても高い貧困率(32.6%)であるが、1985年の率(37.6%)に比べれば低くなっている。女性が一人身で自立することは、現在でも難しいが、30年前は今以上に難しかったと言える。一方で、子ども(未婚子、必ずしも未

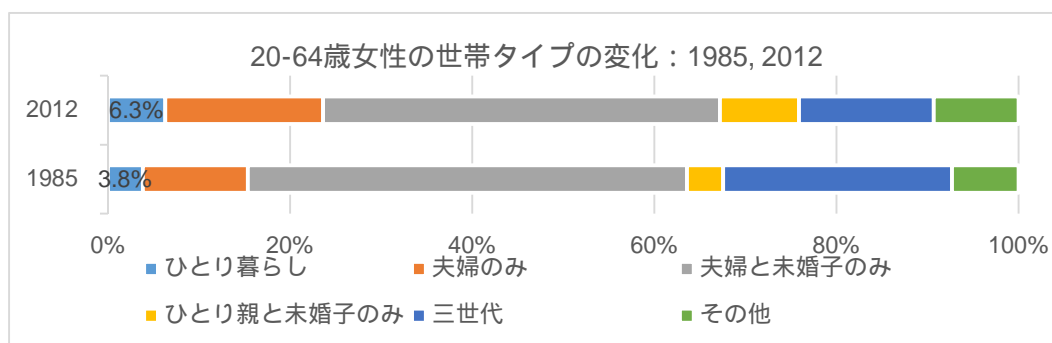
成年とは限らない)のある世帯(「夫婦と未婚子のみ」と「ひとり親と未婚子のみ」)に属する女性の貧困率は増加傾向にあり、特に、もともと貧困率の高かった「ひとり親と未婚子のみ」では27.7%から35.2%への7.5ポイントの上昇となっている。

65歳以上の高齢女性においては、多くの世帯において、貧困率は大幅に下がっている。特に、ひとり暮らしと夫婦のみ世帯においての減少は大きく、ひとり暮らしでは25.5ポイント、夫婦のみ世帯では23.4ポイントの減少である。ひとり暮らしの高齢女性の貧困率は、1985年においては7割を超えており非常に高かったが、現在は44.6%である。現在でも半数近いが、傾向としては改善に向かっている。一方、貧困率が上昇したのが「ひとり親と未婚子のみ」世帯に属する高齢女性と「三世帯」世帯の高齢女性である。前者における「未婚子」、また三世帯の真ん中世代はほぼ成年後の子どもと考えられるため、これらの世帯の貧困率の悪化は、高齢女性の子どもの世代(三世帯世帯ではミドル世代)の経済状況の悪化が背景にあると推測される。すなわち、「子世代」の親の扶養能力が低下している。

このように、1985年から2012年にかけて、世帯タイプ別の女性の貧困率は、女性本人の経済状況としては改善の傾向にあり、特に高齢女性においては、その傾向は強い。しかしながら、子どもとの同居世帯に属する女性は、子どもが成人前、成人後にかかわらず、経済状況が悪化している。一言でまとめると、子育てのリスクが、子どもが成人年齢に達した後においても高まっていると言えよう。

それでは、なぜ、近年になって「若い(単身の)女性の貧困」が特に注目されるようになったのであろう。その一つの背景が、ひとり暮らしの女性の「割合」の増加が考えられる。1985年から2012年にかけて20-64歳のひとり暮らしの女性の割合は3.8%から6.3%に増えた。まだまだ少ないものの、増加傾向にある。未婚の女性の多くは親の世帯内に留まっていると考えられ、その場合は「夫婦と未婚子のみ」世帯の未婚子にあたる。この世帯タイプは「夫婦と未婚子のみ」の母親になる女性も含まれるが、構成割合は若干減少している。

図6 20-64歳女性の世帯タイプの変化：1985、2012

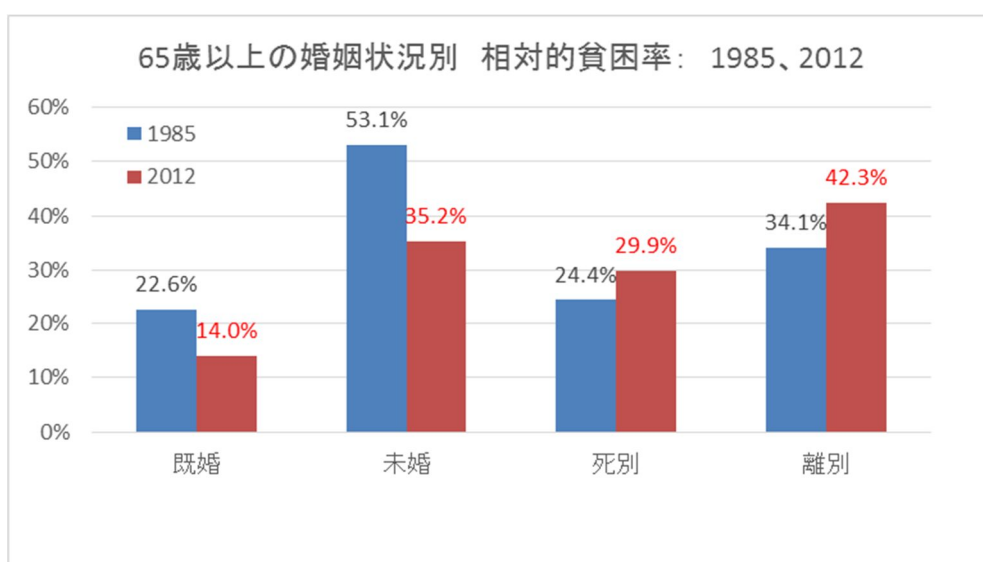
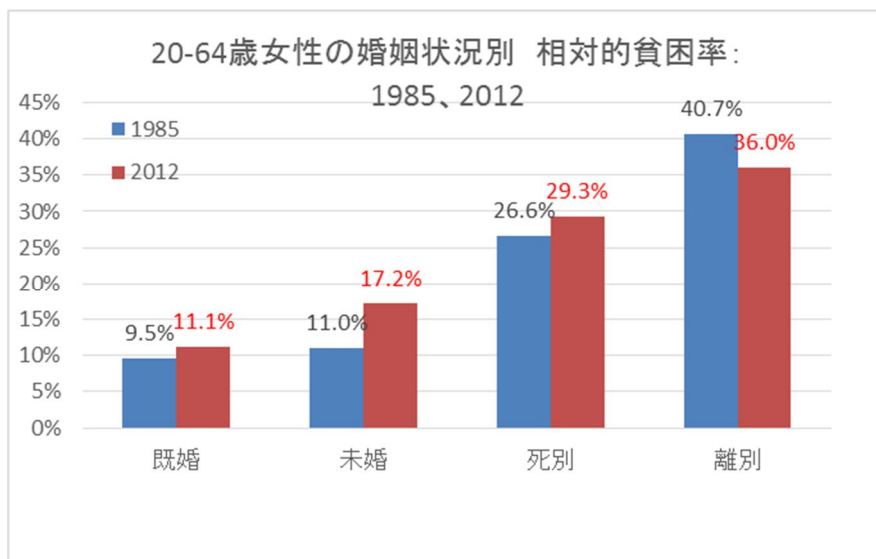


(2) 配偶関係別の貧困率

しかし、勤労世代の未婚の女性の経済状況は、確かに悪化している。貧困率を配偶関係別

に見ると、20-64歳の未婚の女性の貧困率は11.0%から17.2%と7ポイントの上昇となっている。既婚、死別女性の貧困率も増加しているが、未婚女性ほどの増加ではない。離別女性は、そもそも高い貧困率にあったが、約15ポイントの減少である。

図7 配偶関係別の貧困率の推移



65歳以上の高齢女性については、既婚、未婚者の貧困率は大きく減少しており、特に、未婚女性については約18ポイントの減少となっている。未婚の女性において、勤労世代と、高齢世代において逆の動きであることが興味深い。しかし、未婚の高齢女性の貧困率は、そもそも高いレベルにあったため、減少していても3割を超えている。死別、離別の高齢女性の貧困率は増えており、離別では8ポイントの上昇となっている。ここも、勤労世代とは逆の動きとなっている。高齢女性において、未婚の女性よりも、離別の女性の方が貧困率が高

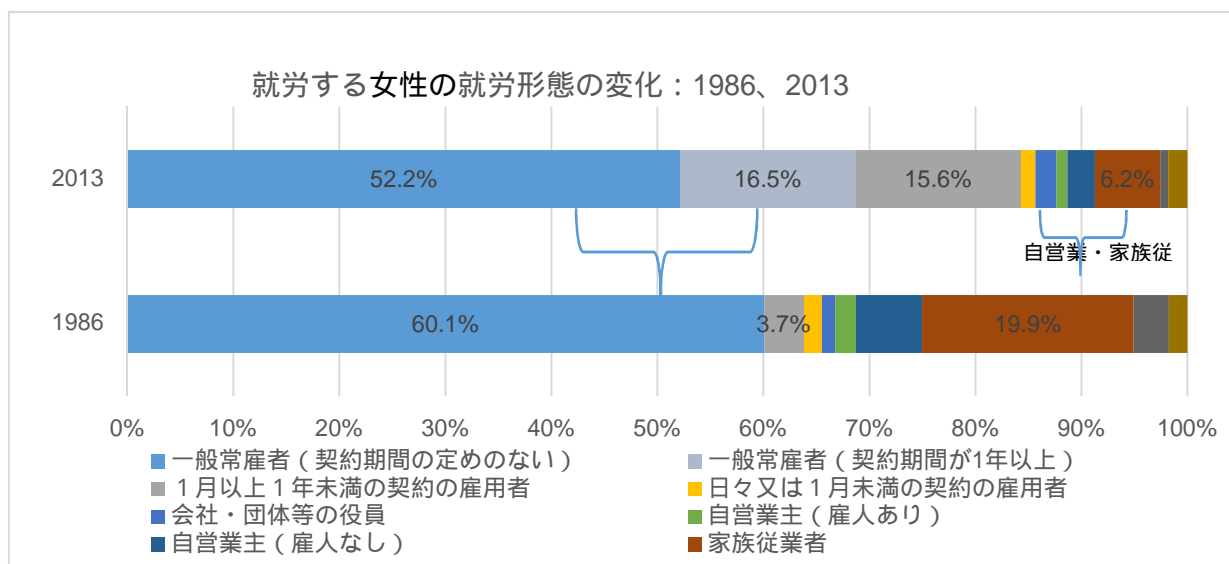
いことは、女性の年金権など、働く女性個人の所得保障の手立ては徐々に整ってきたものの、結婚・出産などで就労を中断した女性などにおいては、まだまだ女性個人の高齢期の所得保障が十分でないことを表していよう。

(3) 就業状況別の貧困率

そこで、20歳から64歳の勤労世代の女性の就労形態別の構成比と貧困率の変化を見てみよう。まず、構成比である(図8)。本稿が用いている厚生労働省「国民生活基礎調査」は、昭和61(1986)年においては、「一般雇用」が契約期間の定めの有無にかかわらずひとつとなっているのに対し、2013年には分かれて集計されている点は留意されたい。

1986年と2013年の一番大きな変化は、「家族従業者」など自営業の減少である。「家族従業者」は、1985年には働く勤労世代の女性の雇用の2割を占めていたが、2013年には6%となり、約14ポイントの減少である。そのほか、自営業者(雇人なし)は約4ポイント、自営業者(雇人あり)も1ポイントの減少である。かわりに、増えているのが「1年以上1年未満の契約の雇用者」であり、3.7%から15.6%へと約12ポイントの増加である。

図8 就労する女性(勤労世代)の就労形態の変化:1986、2013



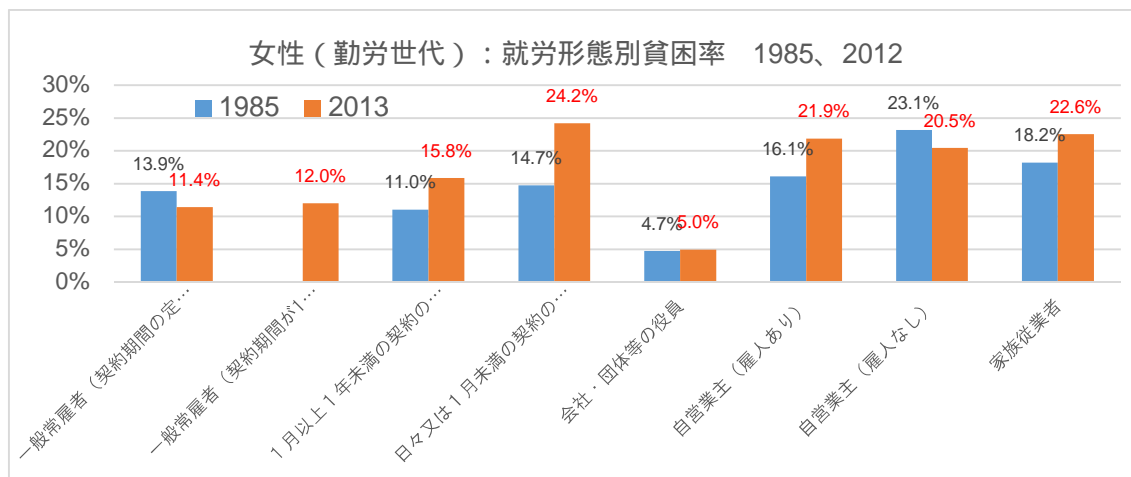
雇用形態別の貧困率を見ると(図9)

一般雇用については、2013年において雇用契約期間の定めがある場合もない場合も、1985年の一般雇用全体の貧困率よりも低くなっている(実際に、2013年において、一般雇用の場合、契約期間の定めの有無による貧困率の差はそれほど大きいわけではなく、その差は0.6ポイントに過ぎない)。すなわち、一般雇用の職についている女性においては、貧困率は

改善しており、経済状況がよくなっていると言える。一方、「1 月以上 1 年未満の契約の雇用者」「日々または 1 月未満の契約の雇用者」については、貧困率が大きく上昇しており、前者では約 5%、後者は約 9 ポイントの上昇となっている。前者は、構成比（図 8）においても爆発的に増加しており、勤労世代の女性の貧困率悪化の大きな要因と考えられる。

自営業者（雇人あり、家族従業者）については、構成比においては減少しており、これらの就労形態の女性は少なくなっているものの、貧困率は上昇している。

図 9 女性（勤労藍）の労携帯別貧困率： 1985、2012



*1：1985 年は「一般雇用者」、2012 年は「一般常雇用（期間定めなし）」、「一般常雇用（期間定め 1 年以上）」。

まとめると、一般雇用で働いている女性（20-64 歳）は、構成比においても上昇しており、また、貧困率についても 1980 年代に比べると低くなっている。すなわち、勤労世代の働いている女性の約 7 割にあたる一般雇用の女性については、この 30 年間に於いて、貧困に陥るリスクは低くなっている。一般雇用に就いている女性の割合も増えている。一方で、残りの 3 割の 1 年未満の契約の雇用者や自営業者、家族従業者については、貧困のリスクが高くなっている。すなわち、女性の中においても「恵まれた層」とそうでない層の経済格差が深まっているといえよう。

6. 子どもの貧困率

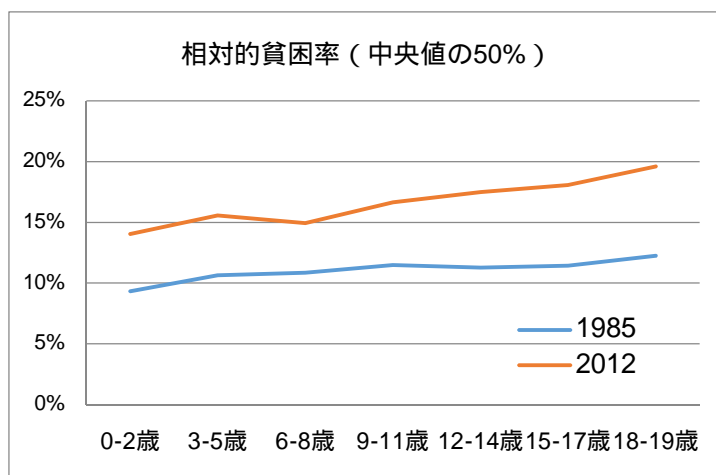
(1) 子どもの年齢別

まず、子どもの年齢層別の貧困率が 1985 年から 2012 年にかけて、どのように変化をしたか見てみよう。明らかなのは、1985 年は、2012 年に比べて、年齢層による貧困率の差が小さいことである。1985 年であっても、若干、年齢の高い子どもの貧困率のほうが、年齢の低い子どもよりも高い傾向があるが、その傾向は、2012 年のほうが強い。この 30 年間、どの年齢層においても貧困率が約 5 ポイント上昇しているが、0-2 歳においては 5 ポイント以下の上昇であるが、18-19 歳層では 7 ポイント以上となっている。15-17 歳層においても、

6ポイント以上の上昇である。すなわち、貧困の増加は、子ども全般に及んでいるものの、年齢の高い層により大きく影響している。

このことは、子ども全体の貧困率の上昇をさらに押し上げる要因となる。なぜなら、少子化の影響で生まれる子どもの数が減っているため、17歳以下の子どもの中での年齢構成は、より年齢の高い層に偏っていくからである。

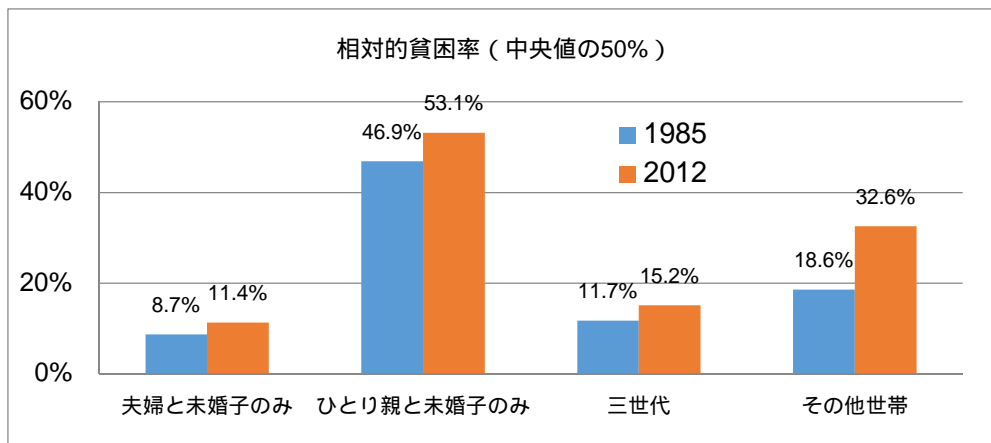
図 10 子ども年齢別貧困率の変化：1985、2012



(2) 世帯タイプ別

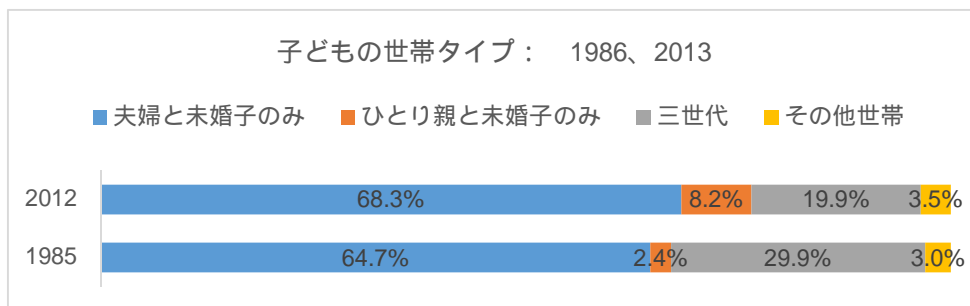
世帯タイプ別には、どうであろう(図 11)。図 11 は、世帯タイプ別の子ども貧困率の変化を示している。子どもの数では圧倒的な多数(約 6~7 割)の子どもが属する「夫婦と未婚子のみ」の世帯は、最も貧困率が低い世帯タイプであったが、約 30 年間を通してみると、貧困率は若干上昇している(約 3 ポイント)。しかし、この上昇率は、「ひとり親と未婚子のみ」世帯および「三世代」世帯に比べると小さい。「ひとり親と未婚子のみ」世帯は、そもそも 5 割近い貧困率であったところ、さらなる 6 ポイント以上の上昇となっている(この「ひとり親と未婚子のみ」世帯とは、成人した子どもを含め未婚の子どもと無配偶のひとり親のみの世帯と定義され、成人した兄・姉が存在する場合も含まれる)。「三世代」世帯は、世帯内に複数の働くことが可能な大人がいるため、経済的に恵まれていると考えられがちであるが、1985 年においても、「夫婦と未婚子のみ世帯」よりも若干高い貧困率にあり、2012 年にはこの格差は拡大している。「その他世帯」の上昇幅は、さらに大きい。すなわち、過去約 30 年間において、子どもの貧困率はどの世帯タイプも上昇しているものの、より、厳しい状況にある世帯タイプがさらに厳しい状況に追い込まれていることがわかる。

図 11 子どもの年齢別貧困率の変化：1985、2012



次に、子どもに世帯タイプの構成割合の変化を見ると（図 12）、「夫婦と未婚の子」は若干の増加傾向を見せているものの、おおよそ 7 割弱で大きな変化はない。大きく変化しているのが、「ひとり親と未婚子のみ」と「三世代」であり、前者は 2.4%から 8.2%と 6 ポイント近い増加となっており、後者は 29.9%から 19.9%と 10 ポイント減となっている。貧困率が突出して高い「ひとり親と未婚子のみ」世帯に属する子どもが増えた一方で、「ひとり親」ほどでないにしても「夫婦と未婚子のみ」世帯よりは貧困率が高い「三世代」世帯に属する子どもが減っており、一番貧困率が低い「夫婦と未婚子のみ」が増加していることとなる。換言すると、この数十年間の子どもの世帯タイプの変化は、すべて子どもの貧困率上昇に寄与したわけではなく、貧困率を押し上げる動向と引き下げる動向が入り混じって起こっていると言える。

図 12 子どもの世帯タイプの構成割合の変化：1986、2013



すなわち、子どもの世帯タイプの変化のみでは子どもの貧困率の上昇を説明することはできず、それよりもすべての世帯タイプにおいて貧困率が上がっていることが要因と考えられる。

(3) 親の就業状況別

次に、親の就業状況について見てみよう。ここでは、家計の主な稼ぎ手と考えられる二親世帯の父親と、母子世帯の母親に着目する。まず、父親の就労形態である(表2)。1986年から2012年にかけての最も顕著な変化は、「自営業・家族従業員」(以下、自営業者)が大きく減少したことである。1986年の23.2%から2012年の12.2%と、約11ポイントの減少となっている。懸念されるのが、非正規雇用の増加であるが、1986年のデータは「一般雇用者」の категорияが「期間の定めなし」と「期間の定めが1年以上」の区別がつかないため、「期間の定めなし」の雇用者の割合の変化はわからない。しかし、2012年の「期間定めなし」が1986年の「一般雇用者」の70.8%よりも高くなっており、仮に1986年の「1年以上の期間の定めがある」一般雇用者が皆無であり一般雇用者のすべてが「期間の定めがない」としても、「期間の定めがない」父親の割合が増加したこととなる。すなわち、不安定な雇用が父親の中で増加しているというエビデンスは見られない。

表2 父親(全)の就労形態： 1986、2013

父親の就労形態の変化	1986	2013
会社役員	3.2%	5.3%
自営・家族従業員	23.2%	12.2%
(うち 雇人あり)	7.7%	4.7%
(うち 雇人なし)	12.6%	5.6%
(うち 家族従業者)	2.9%	1.9%
一般雇用者(期間定めなし)*1	70.8%	73.2%
一般雇用者(期間定め1年以上)*1		6.9%
1年以下の契約	0.8%	1.7%
その他	0.6%	0.5%

*1：1986年は「一般雇用者」、2013年は「一般常雇用(期間定めなし)」「一般常雇用(期間定め1年以上)」。

もっとも子どもの人数が多い二親世帯の状況をさらに詳しく見てみよう。自営業者は、三世代世帯により多く見られる就労形態であり、1986年時点においては、3割近くの三世代の二親世帯の父親が自営業者であった。特に「雇人なし」や「家族従業者」が多く、これらの父親は小規模な家族経営の自営業を営んでいると考えられる。しかし、2012年は、三世代二親世帯においても自営業者が減少しており、この約30年間において二親世帯の父親の就労は、自営業者から雇用者へ大きくシフトしている。これは、女性においても確かめられた傾向であるが、女性と異なるのは、「1年以下の契約」の雇用者の増加は僅かであることである。自営業者の減少分の大部分は、「一般雇用」に吸収されている。一般雇用の中でも「期間の定めなし」が増えたのか、「1年以上」の期間の定めがある一般雇用者が

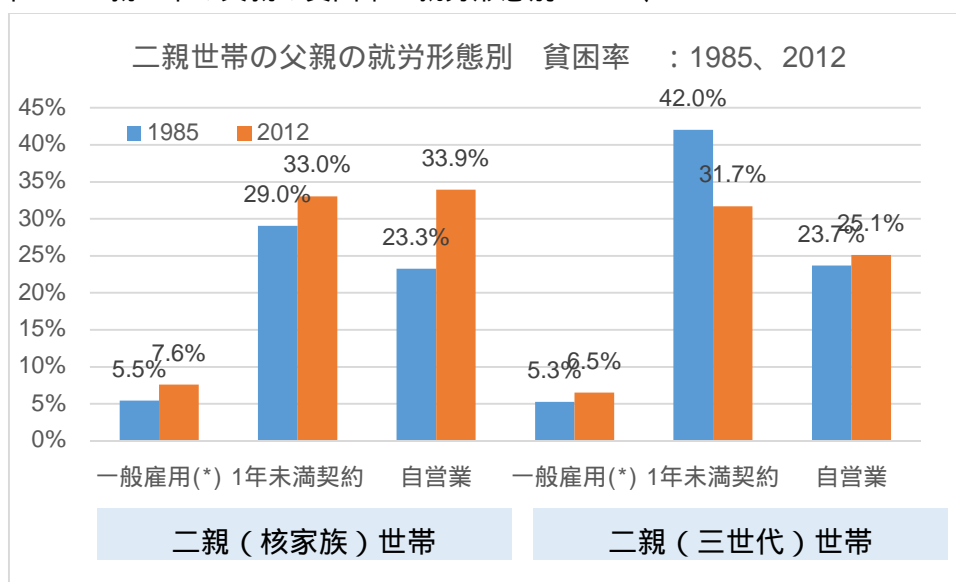
増えたのかはデータからはわからないが、2013年時点において、約9% (6.9%+1.7%=8.6%) の二親世帯の父親が期間の定めがある有期雇用であることは記憶に留めておくべきであろう。

表3 父親の就労形態 (二親世帯、核家族、三世代): 1986、2013

父親の就労形態の変化: 二親(核家族)世帯			父親の就労形態の変化: 二親(三世代)世帯		
	1986	2012		1986	2012
会社役員	3.5%	5.3%	会社役員	2.9%	5.8%
自営・家族従業員	19.5%	11.1%	自営・家族従業員	29.7%	16.4%
(うち 雇人あり)	8.1%	4.6%	(うち 雇人あり)	6.9%	5.4%
(うち 雇人なし)	10.9%	5.2%	(うち 雇人なし)	15.7%	7.0%
(うち 家族従業者)	0.6%	1.4%	(うち 家族従業者)	7.0%	4.0%
一般雇用者(期間定めなし)	74.2%	74.7%	一般雇用者(期間定めなし)	65.0%	67.3%
一般雇用者(期間定め1年以上)		6.6%	一般雇用者(期間定め1年以上)		7.8%
1年以下の契約	0.7%	1.6%	1年以下の契約	0.9%	2.0%
その他	0.6%	0.4%	その他	0.7%	0.7%

二親世帯の父親の就労形態別に貧困率を推計したものが、図13である。三世代二親世帯において、「1年未満契約」の雇用の貧困率が減少しているが、それ以外のカテゴリーの貧困率はすべて上昇している。特に上昇率が大きいのが、二親(核家族)世帯の自営業である。自営業に携わる父親の割合は減少しているものの、残る自営業者の経済状況は悪化をしている。悪化が特に核家族にて顕著なのは、三世代世帯においてはより対して、一般雇用者の貧困率は、上昇しているものの、1年未満の契約雇用者や自営業者に比べて低いレベルにとどまっている。

図13 二親世帯の父親の貧困率 就労形態別: 1985、2012



次に、母子世帯の母親の就労形態を見てみよう。ほかと同様に、自営業者については、1986年には核家族世帯の約12%、三世帯世帯の約18%が該当しているが、2012年には両者ともに大きく減少し、約6%となっている。一般雇用者については、約16~18ポイント増加しているが、仮に1986年の「1年以上の期間の定めがある」一般雇用者の割合がゼロであっても、「期間の定めのない」一般雇用者の割合が減少している。また、2012年における「期間の定めが1年以上」の雇用者の割合も高く（核家族では17.3%、三世帯世帯では19.2%）となっており、自営業者の減少による増加分が「期間の定めがある雇用者」に吸収されている可能性は否めない。また、父親と異なり、母子世帯の母親においては、「1年以下の契約」が大幅に上昇している。核家族では、4.2%から15.4%、三世帯世帯では2.2%から14.1%の増加である。母子世帯の母親の就労状況が悪化していることは公的調査からも明らかとなっている²、ここからも確認することができる。また、この傾向は女性全体でも見ることができる（前掲表X）。

表4 母子世帯の母親の就労形態の変化：1986、2012

母子世帯（核家族）の母親の就労形態の変化			母子世帯（三世帯）の母親の就労形態の変化		
	1986	2012		1986	2012
会社役員	0.7%	1.2%	会社役員	1.0%	1.3%
自営・家族従業員	11.9%	6.1%	自営・家族従業員	17.6%	5.9%
（うち 雇人あり）	4.2%	1.6%	（うち 雇人あり）	3.3%	1.5%
（うち 雇人なし）	7.4%	3.1%	（うち 雇人なし）	9.1%	2.6%
（うち 家族従業者）	0.3%	1.5%	（うち 家族従業者）	5.1%	1.8%
一般雇用（期間定めなし）	59.9%	58.2%	一般雇用（期間定めなし）	58.2%	56.8%
一般雇用（期間定め1年以上）		17.3%	一般雇用（期間定め1年以上）		19.2%
1年以下の契約	4.2%	15.4%	1年以下の契約	2.2%	14.1%
その他	5.7%	1.5%	その他	3.8%	2.2%

表5 母子世帯の母親の就労形態別貧困率：1986、2012

母子世帯の母親の就労形態別 貧困率：1986, 2012			
		1986	2012
	一般常雇	45.2%	44.0%
	1年未満契約	(*)	67.6%
	自営業	58.7%	(*)
(*) サンプル数が少ないため、推計不可。			

² 厚生労働省「母子世帯等実態調査」によると、・・・年にはXX%であった非正規雇用者の割合が、20X年にはXX%に増加している（厚生労働省2015）

母子世帯の母親の就労形態別の貧困率は、サンプル数が少ないため推計が不可能であるカテゴリーが多く確定的な結論は出せない。しかし、各就労形態において貧困率が上昇したというエビデンスは認められない。そもそも母子世帯の貧困率はどの就労形態においても高いが、それがこの30年間にさらに高くなったとは本分析からは言えない。ここから言えることは、約30年間に母子世帯の母親の就労形態が自営業者から期間の定めのある一般雇用にシフトしており、自営業も決して貧困率が低いわけではないが、有期の雇用は貧困率が高く、母子世帯の経済状況の改善につながっていないということである。

6. この30年間に女性と子どもの貧困はどう変わったか

本稿では、1985年と2012年の2カ年のデータを用いて、女性と子どもの貧困率の変化を概観した。この分析からいくつかの知見を得ることができた。

一つは、女性においては、子育てのリスク(子どもが成人期に達しても)が高まったことである。かつて、貧困のリスクは子どもがない人に偏っており、今でもその傾向は続くが、この30年間ににおいてはかつては貧困リスクが低かった子どもがある女性(高齢者も含め)にて貧困率が上昇している。一方、一般雇用の就労をしている女性の貧困率は減少傾向にあり、高齢期の未婚女性の貧困率も減少している。女性であっても一般雇用が通常であった年齢層の女性については、貧困リスクが下がってきていると推測される。しかし、現在の勤労世代では、未婚女性の貧困率が上昇しており、これは未婚女性が、年齢がより若い層に偏っているからとも言える。就労形態別にみると、この30年間に自営業者、特に女性の場合は家族授業者の割合が大きく減少し、それを埋めるように有期雇用が増加した。特に1年未満の期間の定めがある雇用は大きく上昇している。これら有期雇用の貧困率も上昇している。すなわち、比較的貧困リスクの低かった一般雇用の状況が緩やかであるが改善される中、かつて、自営業などに従事していた女性の層が有期雇用に移り、このカテゴリーの貧困リスクが上昇している。

子どもについては、1985年から2012年にかけて、どの世帯タイプも貧困率が上昇している。この間、一番大きい世帯タイプの変化は三世帯世帯の減少であり、その減少分はひとり親世帯と二親核世帯の増加である。貧困の子どもは半数が属する二親核家族においても、貧困率が上昇しており、その要因を探るために父親の就労形態の変化を見ると、父親の就労も自営業者から雇用者へ大きくシフトしていることがわかった。しかし、女性と異なり1年未満の有期雇用の増加は小さく、一般雇用に減少分が吸収されている。貧困率は、核家族の自営業で大きく上昇しているが、一般雇用であっても数ポイントの上昇が見られる。母子世帯においても、母親の就労が自営業から雇用に移っているが、1年未満の有期雇用が大幅に増加していることが特徴的である。二親世帯の父親では一般雇用の場合も貧困率が上昇しているが、母子世帯の母親については、すでに非常に高い貧困率にあり、それがこの30年間悪化したというエビデンスはない。むしろ、短期の有期雇用の増加が懸念される。

このように、女性の貧困、子どもの貧困は、共有する部分もあるものの、異なる部分も多い。この二つをそれぞれ一つの社会問題として直視する姿勢を忘れてはならない。

【参考文献】

- 阿部彩 (2011) 「貧困と社会的排除 - ジェンダーの視点からみた実態 - 」大沢真理編 『ジェンダー社会科学の可能性』岩波書店, p.113-142.
- 阿部彩 (2008) 「日本における子育て世帯の社会的排除と社会政策」社会政策学会編 『子育てをめぐる社会政策 - その機能と逆機能 - (社会政策学会誌第 19 号)』法律文化社, pp.21-41.
- 岩澤美帆・中村真理子・新谷由里子(2014) 「人口学的・社会経済的属性別にみた就業・出生行動」社人研ワーキングペーパー 2014-No.8.
- 藤原千沙 (2016) 「なぜ子育て世帯・母子世帯が貧困に陥るのか：若い世代の雇用・労働と社会保障」秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ編著 『貧困と保育 - 社会と福祉につなぎ、希望をつむぐ』かもがわ出版 .
- Haddad, L. and R. Kanbur (1990). "How Serious is the Neglect of Intra-Household Inequality?" *The Economic Journal* 100(402): 866-881.
- Lundberg, S. and R. A. Pollack (1996). "Bargaining and Distribution in Marriage." *The Journal of Economic Perspectives* 10(4): 139-158.